

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しごとのみらい
- 3 代表者の氏名
竹内 義晴
- 4 主たる事務所の所在地
妙高市大字毛祝坂141番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、労働者一人ひとりが、自分の心や気持ちを大切に、仕事へのやる気と喜びを得られる環境作りを支援することにより、仕事を「ツライもの」から「楽しいもの」に変え、やりがいと生きがいを持って働ける社会を創造することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (3) 社会教育の推進を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(名称) 第2条 この法人は、主たる事務所を <u>新潟県妙高市</u> に置く。	(名称) 第2条 この法人は、主たる事務所を <u>新潟県妙高市毛祝坂141</u> に置く。
(特定非営利活動の種類) 第4条 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>まちづくり</u> の推進を図る活動	(特定非営利活動の種類) 第4条 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>社会教育</u> の推進を図る活動
(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～③ (略) ④ <u>「仕事」への意識を高めることで地域を活性化</u> <u>する事業</u> ⑤ (略)	(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～③ (略) ④ <u>若年層の「働くこと」への意識を高める事業</u> ⑤ (略)
(会員の資格の喪失) 第9条 (略) (1)・(2) (略) (3) 継続して <u>1年</u> 以上会費を滞納したとき (4) (略)	(会員の資格の喪失) 第9条 (略) (1)・(2) (略) (3) 継続して <u>2年</u> 以上会費を滞納したとき (4) (略)
(種別及び定数)	(種別及び定数)

第13条 (略)

(1)・(2) (略)

2 理事長のうち、1人を理事長とする。必要に応じて理事会の審議により副理事長を置くことができる。

(権能)

第23条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 事業計画及び活動予算

(5) 事業報告及び活動決算

(6)～(10) (略)

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

第13条 (略)

(1)・(2) (略)

2 理事長のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(権能)

第23条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 事業計画及び収支計画

(5) 事業報告及び収支決算

(6)～(10) (略)

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。